

令和四年

五條市議会第一回三月定例会会議録（第一号）

令和四年三月一日（火曜日）

議事日程（第一号）

令和四年三月一日 午前十時開議

第一 会議録署名議員の指名

第二 会期決定の件

第三 市長の施政方針と提出議案の説明

第四 監査報告

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

一番 二番 三番 四番 五番

吉平養谷斎

田岡田藤

清全勝有

正司康啓紀

説明のための出席者
欠席議員（なし）

産業環境部長（兼務）	都市整備部長	危機管理監	総務部長	技監	理事・総務部長（財政事務担当）	代表監査委員	教育長	副市長	十二番	十一番	九番	八番	七番	六番	
あんしん福祉部長	すこやか市民部長	名 田 石 松 冠 南	迫 中 田 本		竹 堀 人	田 内 見									
浩 美 人 人 之 行	雅 久 茂 成 雅 則				和 伸 達										
					彦 起 敦										
									龍 美 雅 耕						
									恵						
									雄 子 範 司 実 孝 秀						

事務局職員出席者

教育部長	西吉野支所長	大塔支所長	水道局長	会計管理者	財政課長
戸 平 中 大 吉 東 小 戸	柳 打 辰 馬 平	瀬 集 巳 場 田	五 和 大 雅 耕	美 美 輔 樹 一	比 純 佳 賢 富
野 森 川 垣 本 己	哲 美 司 秀 悟 二 長				

午後一時三十分開会

○議長（山口耕司）ただいまから、令和四年五條市議会第一回三月定例会を開会いたします。

本日、令和四年五條市議会第一回三月定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かと御多用のところ御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、令和四年度各会計予算をはじめ、多数の議案が提出されておりますので、各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。
この際、申し上げます。

会議録及び市議会だより五條並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。

この際、申し上げます。

令和四年第一回臨時会に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、速記者の席を演壇から正面に向いまして左側に移動しておりますので、御了承願います。

また、議員各位の質疑並びに理事者側の答弁の際は、マスクをつけたまま御発言いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（山口耕司）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

副市長から議会招集の御挨拶があります。人見副市長。

〔副市長　人見達哉登壇〕

○副市長（人見達哉）本来であれば、市長が議会招集の御挨拶をさせていただくところですが、本日、欠席させていただいておりますので、私の方から御挨拶させていただきますことを御了承賜りたいと存じます。

本日ここに、令和四年五條市議会第一回三月定期会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

平素は市政の発展と市民福祉向上のため、精力的に御活動いただいておりますことに、衷心より感謝と敬意を表するものであります。

さて、この後の施政方針において御報告申し上げますが、新庁舎建設事業や認定こども園整備事業といった大規模事業が完了しましたが、厳しい財政状況の中、今後も新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、各種事務事業を進めていく必要があります。

新年度事業については、五條市ビジョンに基づき、国・県の財源を活用しつつ、市民生活に必要な事業を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

本定期会においては、令和四年度各会計予算案をはじめ条例の制定及び改正案など、いずれも今後の市政運営に資する重要な重要案件を提出いたしておりますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、時節柄、体調管理に御留意いただきますようお願い申し上げ、開会に当たつての御挨拶とさせていただきます。

○議長（山口耕司）ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告事項がありますので、事務局長から報告させます。

○事務局長（平田耕一）命により、私から御報告を申し上げます。

奈良県市議会議長会でございます。

去る、二月二十一日に奈良市におきまして、令和三年度第四回奈良県市議会議長会が開催されました。

初めに、会長の生駒市議会中谷議長の開会挨拶があり、続いて前回の議長会以降異動のありました正副議長の紹介があり、本市の養田全康副議長が紹介されました。

次に、諸報告として、前回の議長会以降の事務報告及び各会議出席報告がありました。

次に、協議事項として、（一）令和四年度事業計画（案）について、（二）令和四年度会計予算（案）及び（三）令和四年度役員割当て（案）について、いずれも原案のとおり承認されました。

また、令和四年度役員割当て（案）につきましては、次のとおり承認されました。

奈良県市議会議長会会長に香芝市、同じく副会長に葛城市、監事に本市及び御所市。

全国市議会議長会理事に香芝市、同じく都市問題に関する特別委員会委員に葛城市、同じく評議員に天理市、本市及び宇陀市、社会文教委員会委員に大和郡山市。

市議会議員共済会代議員に天理市及び樺原市。

近畿市議会議長会支部長に香芝市、同じく理事に天理市、本市及び宇陀市の各市議会議長がそれぞれ就任することとなりました。
奈良県市議会議長会については以上でございます。

続きまして、監査委員から地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、一般会計、各特別会計、下水道事業会計及び水道事業会計の昨年十一月分から本年一月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

なお、会議資料及び監査資料につきましては、事務局において保管いたしておりますので、後刻御清覧いただきたいと存じます。
以上を御報告申し上げまして、諸般の報告といたします。

○議長（山口耕司）以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山口耕司）この際、御報告申し上げます。

先の令和三年第四回十二月定例会以降の閉会中、会議規則第一百六十七条规定により、議員の派遣を決定いたしておりますが、詳細につきましては、お手元に配布いたしておりますので、御了承願います。

また、報告書につきましては、事務局で保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

○議長（山口耕司）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（山口耕司）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

八番	福	塚	実
十番	吉	田	議員
十一番	藤	雅	範
	富	恵	議員
	子		

以上、三名の方にお願いいたします。

○議長（山口耕司）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る二月二十二日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知を申し上げましたとおり、本日から二十八日までの二十八日間といたしましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって会期は本日から二十八日までの二十八日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げましたとおりであります。

○議長（山口耕司）次に日程第三、市長の施政方針と提出議案の説明を求めます。人見副市長。

〔副市長　人見達哉登壇〕

○副市長（人見達哉）令和四年五條市議会第一回三月定期会の開会に当たり、令和四年度の市政運営の基本方針と主な施策をお示しし、議員及び市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、今年に入り新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株といわれる非常に伝播性の高い変異株により感染が急速に拡大しました。

本市におきましても、今年一月の一か月当たりの感染者数が、昨年一年間の感染者数を上回り、保育所、小学校で臨時休所や臨時休業の措置を講ずる事態となりました。

本市では、感染防止対策として新型コロナウイルスワクチンの三回目の接種について、一月五日から順次受付を開始し、一月二十二日からは接種を始めており、二月十七日時点で三千八百八十一人の接種を終えております。

また、接種を希望する五歳から十一歳の児童についても、三月五日から南奈良総合医療センターにおいて接種を実施してまいります。

さらに、株式会社木下グループと連携し、二月十九日から当面の間、上野公園内シダーアリーナ横にある防災力強化棟二階多目的ホールにPCR検査センターを開設し、五條市民だけでなく県南部地域のワクチン検査パッケージ制度等の対象者に無料で検査を受けていただいております。

また、新年度には市立図書館に電子図書を整備するほか、市税等のセルフ納付機の導入や地番図等の電子化など接触機会を減らす取組を進め、感染防止対策を進めてまいります。

このほか、コミュニティバスの無償化や高齢者等の買物弱者に対するタクシー利用料金等の助成を今年度も引き続き実施するなど、関係機関と連携し、市民の安心・安全のため新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に努めてまいりますので、市民の皆様にもマスクの着用、手指消毒の励行、三密を避ける行動など御協力を賜りたいと存じます。

さて、令和四年度一般会計当初予算額は、新庁舎建設事業や認定こども園整備事業など大規模事業の完了に伴い、前年度に比べ四十一億四千万円少ない百八十一億七千万円となつております。

奈良県から財政重症警報が発令されるなど大変厳しい財政状況にある中、極力新たな投資的事業は抑制し、限られた財源で本市の最上位計画「五條市ビジョン」に定める目指すべき将来像を実現するため、創意工夫を凝らしたものとしております。

それでは、令和四年度の主な施策につきまして、五條市ビジョンに沿つて御説明申し上げます。

初めに、「**第一條 子どもを育てたいまちをつくる**」施策について申し上げます。

次代を担う子供に、質の高い就学前教育・保育を一体的に提供するため進めてまいりました幼保一体化推進事業につきましては、五條市立認定こども園整備基本計画に基づく三つの認定こども園の整備が間もなく完了する運びとなりました。

みらいこども園、ゆめこども園、きぼうこども園の三つの認定こども園の四月からの同時開園に向け、現在準備を進めているところであります。

また、五條市子育て支援センター「はっぴい」では、令和四年四月から、開所日に日曜日を加えるとともに市外の方まで利用範囲を広げるなど、子育て世帯のニーズに寄り添う取組を進めてまいります。

次に、少子化対策事業についてであります。

本市の出生者数は、令和元年は百十二人、令和二年は八十六人、令和三年は百三人と年間百人前後で推移しており、少子化に歯止めがかかる状況にあります。

その対策の一環として、昨年に引き続き結婚支援事業を実施するとともに不妊治療に要する経費の支援について、県下最高額まで拡充することにより市民の負担を軽減し、不妊治療に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、ICT教育推進事業についてであります。

国のGIGAスクール構想に基づく一人一台のパソコン端末機器の整備に伴い、今後は各校でのICT機器を活用した学習内容の充実を図り、自宅でのオンライン授業にも対応した学習機会の確保に努めてまいります。

次に、「**第二條 安心して定住できるまちをつくる**」施策について申し上げます。

初めに、地域公共交通対策事業についてであります。

昨年秋に新庁舎供用開始に合わせた地域公共交通網の再編を実施し、その利用状況等を確認しつつ運行を継続しているところであります。

また、今年度内に令和四年度から令和八年度を計画期間とする「五條市地域公共交通計画（第二次ゴーちゃん交通計画）」を策定予定とし

ております。

今後この計画に基づき、交通環境の利便性向上や地域住民の地域公共交通への理解醸成に向けた取組等を推進してまいります。

また、同じく今年度に策定を予定しております「五條市地域公共交通利便増進実施計画」に基づき、国・県の支援を受けながら、コミュニティバス等の継続的な運行により市民の移動手段を確保してまいります。

次に、防災拠点施設整備協力事業についてであります。

奈良県が本市に計画している大規模広域防災拠点整備につきましては、その整備を着実に進めるため、市としても引き続き、県が実施する用地調査や用地交渉など用地の取得に向けて協力してまいります。

また、県が検討している京奈和自動車道五條西インターインターから大規模広域防災拠点を経由し、生子町までを区間とするアクセス道路整備事業につきましては、その事業化に向けて県とともに進めてまいります。

今後も、大規模広域防災拠点の整備を着実に進めるため、奈良県と緊密に連携しながら、地元や事業に関連する方々に対し、丁寧な説明に努めてまいります。

次に、「第三條 地域資源を活かした産業のまちをつくる」施策について申し上げます。

初めに、農業の担い手育成事業についてであります。

本市の主要な産業は、農業、林業でありますが、就農人口は減少傾向にあり、農業の担い手の育成、新規就農者支援、耕作放棄地の抑制が課題となっております。

昨年四月、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校は、地域との協働により「土に学び、土で育つ」人づくりを目指す教育方針のもと、実学教育を重視した五條市立西吉野農業高等学校として新たに開校いたしました。

そして本日、同校で卒業式が挙行され、一期生が卒業つていきました。

五條市立西吉野農業高等学校を卒業し、五年以上就農する者で、本市に移住して生活する方に対し、桜花住宅を卒業後最長二年間、無償貸与または民間住宅の家賃の一部を支援するとともに、新生活を開始するための準備に要した費用の一部も支援することにより、農業の担い手を育成してまいります。

これは、全国の高校で初めての取組であります。

あわせて、今年四月以降に就職し、就農後一年を経過していない方で、将来的に本市に定住し自営就農を目指す四十九歳以下の方に対し、農業従事に必要な資格、物品の購入に要した費用の一部を助成する五條市新規雇用就農者応援補助金を創設し、農業の後継者づくりに取り組んでまいります。

次に、森林整備事業についてあります。

森林環境譲与税を活用し、森林整備や木材利用の推進など林業の振興及び担い手育成に努めてまいります。
次に、ふるさと五條市応援寄附金推進事業、いわゆるふるさと納税についてであります。

本市における今年度のふるさと納税額は、昨年十二月末まで一億二千万円を超え、コロナ禍の中、インターネットを利用したふるさと納税も増加しており、毎年過去最高額を更新しております。

本市の魅力を全国に知つていただく好機と捉え、昨年に続きポータルサイトのさらなる追加や、魅力的な商品掲載など、引き続き積極的な取組を進めてまいります。

また、アフターコロナを見据えた新たなにぎわいづくりとして、サイクリングイベント、吉野川の魅力を活用した吉野川活性化イベント、新庁舎のにぎわい広場におけるマルシェなどを実施するとともに、五條市LINE公式アカウントを導入し、世代や市内外を問わず多くの皆様に様々な情報をお届けしてまいります。

次に、「第四條 南部地域の交流拠点となるまちをつくる」施策について申し上げます。

生活を支える道路網等の整備として、市道の改良や橋梁点検を行い、長寿命化に向けた補修・補強工事を計画的に進めるとともに、通学路の安全対策事業を拡充し、児童・生徒の利便性の向上と安全対策に取り組んでまいります。

次に、「第五條 すべての人が社会参加するまちをつくる」施策について申し上げます。

行政サービスにデジタル技術を活用することにより、市民生活の利便性向上につなげ、市民が安心して暮らせるような体制を整備し、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化に向け、計画的に取り組んでいくことが地方自治体に求められております。

こうした中、本市のマイナンバーカード取得率は今年二月六日時点で五〇・〇一パーセントとなつており、今年度の目標であった五〇パーセントを達成することができました。

今後、市民の皆様にデジタルシステムを活用いただくため、自治会単位等で出張スマホ教室を開催するなど、スマートフォンの利用方法や

コンビニエンスストアでの住民票等の交付方法など、市民に直接利便性をお伝えするとともに、同じ会場でマイナンバーカードの申請の受付を実施するなど、マイナンバーカードの取得促進に努めてまいります。

最後に、行政運営の効率化及び市民活動の創出についてであります。

厳しい財政状況の中、持続可能な行財政運営を進めるため、市役所庁舎跡地の活用や今後の公共施設の在り方について二つの有識者会議を運営し、専門的な知見を活用しながら検討を進めてまいります。

また、現在保有する未利用地や未利用施設で将来的な利活用が見込めないものにつきましては、売却処分や貸与することで市の財源確保につなげてまいります。

施政方針は以上であります。

続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案について御説明申し上げます。

まず、報第一号 専決処分の報告、承認を求めることについて（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきましては、市道の管理瑕疵による車両の損害賠償に急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、報第二号 専決処分の報告、承認を求めることについて（和解）につきましては、五條市役所・奈良県五條総合庁舎職員用駐輪場に車両が突入り駐輪場設備等が被害を被つた物損事故に関し、和解することについて、特に緊急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、議第二号 五條市立認定こども園の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、五條市立認定こども園の設置に伴い、関係条例の規定の整備を行うため、本条例を制定するものであります。

次に、議第三号 五條市空家等の適正管理に関する条例の制定につきましては、市民の生命、身体または財産の保護等を目的として実施する空き家等に起因する危険を回避するための措置等に關し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第四号 五條市個人情報保護条例の一部改正につきましては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第五号 五條市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正につきましては、行政手続における押印の義務付けを廃止するため、本条例等の一部を改正するものであります。

次に、議第六号 五條市職員定数条例の一部改正につきましては、五條市立認定こども園の設置等に伴い、職員定数の見直しを図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第七号 公益的法人等への五條市職員の派遣等に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員を公益的法人等への派遣の対象とするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第八号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、人事院規則の改正に準じた規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等を踏まえた改定を行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

次に、議第十号 五條市立中央公民館条例等の一部改正につきましては、指定管理者に係る規定の見直しを行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

次に、議第十一号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、基準となる内閣府令の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十二号 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十三号 五條市立西吉野コミュニティセンター条例の一部改正につきましては、指定管理者に係る規定の見直し並びに管理運営費の節減及び利用の効率化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十四号 五條市空家等対策協議会条例及び五條市地籍調査推進委員会条例の一部改正につきましては、市の機構改革のため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十五号 五條市印鑑条例の一部改正につきましては、印鑑登録原票に登録する事項から性別表記を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十六号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十七号 五條市保育の実施に関する条例の廃止につきましては、市立の保育所及び幼稚園が認定こども園に移行することを踏まえ、利用者負担等に係る規定を整理するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議第十八号 五條市経営所得安定対策交付金にかかる不適正事務処理に関する第三者委員会条例の廃止につきましては、経営所得安定対策交付金にかかる不適正事務処理についての調査、検証及び審議が終了したため、本条例を廃止するものであります。

次に、議第十九号 奈良県広域消防組合規約の変更につきましては、組合議会議員の人数、選任方法及び任期について、同組合規約に所要の変更を行いたいため、地方自治法第二百九十条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議第二十号 令和三年度五條市一般会計補正予算（第十二号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ五億二千七百八十七万七千円を追加する予算の補正及び繰越明許費の追加であり、これらの財源につきましては、地方交付税及び国庫支出金等を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第二十一号 令和三年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ六千八百六十万円を追加するものであり、これらの財源につきましては、県支出金等を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第二十二号 令和三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ四百二十六万二千円を追加する予算の補正及び繰越明許費の補正であり、これらの財源につきましては、繰入金を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第二十三号 令和三年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ二千七百四十四万一千円を追加する予算の補正及び繰越明許費の補正であり、これらの財源につきましては、後期高齢者医療保険料等を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第二十四号 令和四年度五條市一般会計予算議定につきましては、予算総額百八十一億七千万円で、前年度比四十一億四千万円の減額となつております。

次に、議第二十五号 令和四年度五條市国民健康保険特別会計予算議定につきましては、予算総額四十一億三百二十万円で、前年度比六千二百十万元の増額となつております。

次に、議第二十六号 令和四年度五條市墓地事業特別会計予算議定につきましては、予算総額三百五十万円で、前年度比九十万円の増額と

なっております。

次に、議第二十七号 令和四年度五條市介護保険特別会計予算議定につきましては、予算総額四十二億一千四百三十万円で、前年度比一億九百七十万円の増額となつております。

次に、議第二十八号 令和四年度五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましては、予算総額四千三十万円で、前年度比百十万円の増額となつております。

次に、議第二十九号 令和四年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましては、予算総額三千三十万円で、前年度比同額となつております。

次に、議第三十号 令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定につきましては、予算総額五百七百七十万円で、前年度比六千四十万円の増額となつております。

次に、議第三十一号 令和四年度五條市下水道事業会計予算議定につきましては、収益的收支では、下水道事業収益七億五千二百五十一万六千円に対し、下水道事業費用七億五千五十一万八千円で、当年度百九十九万八千円の税込み純利益を見込んだ次第であります。

また、資本的收支では、資本的収入四億八百四十五万九千円に対し、資本的支出七億一千三百六十四万三千円であります。

なお、資本的收支不足額三億五百十八万四千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的收支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填する予定であります。

次に、議第三十二号 令和四年度五條市水道事業会計予算議定につきましては、収益的收支では、水道事業収益十二億八千六百四十八万三千円に対し、水道事業費用十二億六千二百六十五万九千円で、二千三百八十二万四千円の当年度税込み純利益を見込んだ次第であります。

また、資本的收支では、資本的収入四億八千八百四十二万四千円に対し、資本的支出九億八千八百九十九万円であります。

なお、資本的收支不足額五億五十六万六千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

次に、同第一号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、大西修二委員の任期が、令和四年六月二十日をもつて満了するため、その後任につき、議会の同意を求めるものであります。

次に、推第一号から推第三号までの人事委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、竹原設治委員、坂上圭子委員、堂本操委員の任期が令和四年六月三十日をもつて満了するため、その後任の候補者推薦について議会の意見を求めるものであります。

以上が、このたび提出いたしました諸議案の概要であります。

○議長（山口耕司）市長の施政方針と提出議案の説明が終わりました。

○議長（山口耕司）次に日程第四、監査報告を求めます。竹田代表監査委員。

〔代表監査委員 竹田和彦登壇〕

○代表監査委員（竹田和彦）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、令和三年度定期監査の結果につきまして御報告申し上げます。
別冊の令和三年度定期監査結果報告書を御覧ください。

初めに、一ページを御覧ください。

「第一 定期監査」、「一 監査の種類」、「二 監査対象」、「三 監査期間」をそれぞれ記載しております。

次に、「四 監査の方法」につきましては、令和二年十月一日から令和三年九月三十日（歳入歳出予算執行に関する分は、令和三年四月一日から令和三年九月三十日）までを監査の範囲として資料の提出を求めた。

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従い、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。
なお、監査の実施及び結果報告に当たっては、五條市監査基準に準拠して行つております。

続いて、二ページを御覧ください。

「五 監査の結果」、「（一）指摘事項等の件数について、下表のとおりであります。
部局別にその件数を示しております。

続いて、三ページを御覧ください。

（二）監査結果の取扱い基準について、下記のとおり示しております。

（三）監査結果につきましては、監査した財務に関する事務の執行等について、監査した限りにおいては、次に掲げる「指摘事項」及び「委員意見」を除き、おおむね適正に行われていた。

指摘事項については、所要の措置を講じられるよう求めるとともに、委員意見については、改善に向けて取り組まれるよう求めるものであります。

なお、「注意事項」については、監査中及び事後にその内容を各課に示し、是正・改善を求めております。

次に、四ページを御覧ください。

「指摘事項」のうち、複数の部局において見受けられた共通事項は、以下のとおりであります。

「（二）契約について」、①契約書及び添付書類等の不備について。契約事務において、次のような事例があった。特に業務完了前に契約相手方から完了届が提出されているのが多く見受けられた。

契約の各段階においてチェックを行い、適正な事務処理を行われたい。

②契約における執行伺い等について。契約事務における執行伺い等において、次のような事例があつた。特に令和三年度から追加された契約保証金調書で、免除の根拠の記載等における不備が多く見受けられた。

今後は契約規則やマニュアル等を確認の上、決裁の各段階においてチェックを行い、適正な事務処理を行われたい。

続いて、五ページを御覧ください。

「（二）領収証の交付について」、領収証（冊子）の交付について、次のような事例があつた。

領収証も証憑書類の一部であるため、五條市会計規則等を遵守し、是正・改善されたい。

「（三）郵便発送に係る資金前渡現金出納簿の管理について」、令和三年度から、過剰に切手及び現金を繰り越さないため、郵便発送に係る切手の購入が資金前渡によるものとなつたが、資金前渡の手続及び現金出納簿の管理について次のような事例があつた。

資金前渡の意義をよく理解し効率的な事務を行われたい。

「（四）準公印の使用について」、準公印である、所・課長印の使用において、次のような事例があつた。五條市公印規定において、部長印の使用区分が部長名をもつて発する文書であるとされていることから、所・課長印もそれに準じた使用をされたい。

次に、委員意見のうち、全序的に関係する共通事項は以下のとおりであります。

「（一）公用車の管理について」、走行距離の多い公用車において、オイル交換を車検や定期点検時にのみ実施し、適切な時期に行つていいない車両が見受けられた。

各部署においては、公用車の適切な運行管理を徹底されたい。

次に、六ページから十ページにつきましては、部局ごとの、個別の「指摘事項」及び「委員意見」を記載しております。

後刻御清覧を賜りたいと存じます。

最後に、十ページのむすびを御覧ください。

本市の会計事務及び物品購入等における入札・契約事務に関する規定等については、前年度に引き続き一部改正や新たな規定が加わるなど、細部にわたる見直しが行われ内容がさらに補完されたものとなつた。

安易な前例踏襲による漫然とした事務処理をなくし、事務が厳格化されることは望ましいことであるが、運用に当たっては、まだまだ浸透していない点も見受けられたので、改正内容を共有し、誰もがチェックできる体制の確立に努めることにより、実効性のあるものにしていただきたい。

また、行政サービスの提供等を行う上での事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制を整備していくことについては、日常の煩雑な業務をチェックできるルールを構築し、適正な事務の執行及び事務リスクの削減を図つていただきたい。

昨年十一月の新庁舎開庁に伴う事務所及び事務書類の移転については、様々な準備を経て着実になされたものと思料しています。そして執務環境や事務形態の利便性・効率性等については、今後もさらに研さんされ向上していくものと期待します。

新庁舎の完成、学校適正化事業及び認定こども園整備事業などの完了を経ることにより公共施設整備が進展されるが、さらなる行政需要に向け財政状況を勘案の上、計画的かつ着実に行政サービスの構築が推進されることを期待します。

また、事務の執行においては、財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保し、各種事業の効率的な推進と市民の福祉増進に引き続き邁進されることを期待します。

以上で、令和三年度定期監査の結果報告を終わらせていただきます。

○議長（山口耕司）監査報告が終わりました。

○議長（山口耕司）以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明日二日から七日までは休会とし、次回八日午前十時に再開して、一般質問及び議案審議を行います。

なお、去る二月二十二日に議会運営委員会で御協議いただきましたとおり、今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一般質問を会派代表の質問とすることを申し合わせましたことを御報告申し上げます。

なお、一般質問をされる会派代表者各位には、明日二日の午後五時までに所定の発言通告書に質問事項を具体的に御記入の上、議長まで提出願います。

本日は、これをもちまして散会いたします。

午後二時十六分散会